

# 第30回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月9日（月）午後2時00分～午後2時20分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人

1番	島田	信成
2番	清水	和夫
3番	松島	章倫
4番	天谷	雄一
5番	諸井	政男
6番	武井	輝行
7番	高田	洋子
8番	天谷	豊
9番	金子	節夫
10番	横山	正行

4. 欠席委員

5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第 82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）

議案第 83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第 40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第30回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第30回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番諸井政男委員、同じく6番武井輝行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は一部、農業用資材等が置かれていたが、基本的には農地として管理されており、今後の適正管理については既に指導済みでございます。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第83号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第83号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては5ページから8ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報</p>

会長（天谷）	告をお願いします。
10番（横山）	<p>10番横山です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は既存宅地であり、この度用途変更をするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
5番（諸井）	<p>5番諸井です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断され、現地は適正に管理されていまし</p>

5 番 (諸井)	<p>た。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2 番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1 3 ページから 1 6 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6 番 (武井)	<p>6 番武井です。1 2 月 5 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字中野字雷地内、案内図は資料 1 3 ページ、付近状況図は 1 4 ページを参照してください。申請地は第 2 種農地と判断され、住宅地と雑種地に挟まれており、農地の接続が無い状況です。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番（武井）</p>	<p>6番武井です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、不許可の例外に該当するものと判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷</p>

事務局(國府田)	豊。 こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、21ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。
会長(天谷)	以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第30回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。  上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。  令和2年1月14日 邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u>  委員 <u>諸井 政男</u>  委員 <u>武井 輝行</u>

